

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業

(展示設計・展示製作等)

募集要項

令和7年7月4日
倉敷市教育委員会

目次

第1 募集要項の定義	1
第2 事業の概要	2
1 事業名	2
2 公共施設等の種類	2
3 事業の目的	2
4 事業の内容	2
5 事業の実施スケジュール	4
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定方法	5
2 事業者の募集及び選定のスケジュール	5
3 応募者の備えるべき参加資格要件	5
4 応募手続等	7
5 優先交渉権者選定方法	12
第4 契約に関する事項	14
1 契約内容についての協議	14
2 仮事業契約及び事業契約の締結	14
3 事業契約を締結しない事由	14
4 違約金等	15
5 秘密保持	16
6 契約保証金等	17
7 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	17
第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1 予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
2 事業者の責任の履行に関する事項	18
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	19

第7 その他事業の実施に関し必要な事項	20
1 情報公開及び情報提供.....	20
2 本事業に関する担当部署.....	20

第1 募集要項の定義

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業（展示設計・展示製作等）募集要項（以下「本募集要項」という。）は、倉敷市教育委員会（以下「本市」という。）が、新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業（以下「本事業」という。）の展示製作等を設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）で実施するに当たり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するための条件及び手続等を記載したものである。

また、要求水準書、優先交渉権者選定基準、仮事業契約書（案）、様式集についても、本募集要項と一体的なもの（以下これらを総称して「募集要項等」という。）として扱うものである。

第2 事業の概要

1 事業名

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業

2 公共施設等の種類

博物館

3 事業の目的

本事業の目的は、新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画・展示計画（令和6年12月）に基づき、老朽化した自然史博物館をライフパーク倉敷に移転し、既存の3施設（市民学習センター、科学センター、埋蔵文化財センター）と新自然史博物館を一体的に整備、複合化することで、一体感の醸成を図り、訪れる人々の「知りたい」に応える「知の拠点」を目指すものである。

新自然史博物館は、「知の拠点」の一翼として、「知りたい」のみならず「学びたい」「楽しみたい」のバランスがとれた博物館を目指すとともに、来館者が倉敷で暮らす自分と自然史のつながりを感じ、知らず知らずのうちに自然史への興味関心が高まっていく博物館を目指すものである。

4 事業の内容

(1) 対象施設

新自然史博物館（新棟）：新設

ライフパーク倉敷（既存棟）：改修

屋外空間：新設・改修

(2) 事業の範囲

本事業を実施する事業者が、対象施設に係る以下に示す業務を行うことを事業の範囲とする。

具体的な事項については、要求水準書に示す。

(ア) 展示設計業務

(イ) 展示製作等業務

(3) 対象施設の立地並びに規模及び配置

ア 立地条件

事業用地の所在地は「倉敷市福田町古新田940番地ほか」である。

イ 対象施設の概要

本事業における対象施設の概要は、以下に示すとおりである。詳細は、要求水準書において示す。

対象施設	区分	概要
新自然史博物館 (新棟)	新設	展示設計、展示製作等
ライフパーク倉敷 (既存棟)	改修	展示設計、展示製作等
屋外空間	新設・ 改修	新設する渡り廊下、屋外広場等における展示設計、 展示製作等

ウ 整備対象施設の配置に関する事項

新棟はライフパーク倉敷敷地に整備することとする。

(4) 事業方式

本事業は、本市と事業契約を締結した事業者が、対象施設の設計及び建設を行った後、本市に対象施設を引き渡す設計施工一括発注方式（DB方式、Design Build）により実施する。

(5) 提案上限価格

本事業の提案上限価格は次のとおりとし、これを上回る提案を行った応募者は失格とする。なお、本市は当該上限価格の算出根拠を公表しない。

557,980千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 事業者への支払

本市は、事業契約締結時以降に、事業者からの請求がある場合は、前払金は、契約金額の10分の4以内とする。履行期間の2分の1を経過し、工程表により履行期間の2分の1を経過するまでに実施すべき当該業務が行われており、すでに行われた当該業務に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当し、事業者からの請求がある場合は、中間前払金として契約金額の10分の2以内を支払う。本市は事業完了後、契約金額から支払済みの前払金、中間前払金の額を差し引いた額を支払う。

(7) 遵守すべき法令等

本事業を行うにあたり、新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業(建築・改修等)要求水準書第1-4において示すものをはじめ、関連する法令等を遵守すること。

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途本市と協議の上、適否について決定するものとする。

5 事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおりとする。

日程	内容
令和8年1月中旬	仮事業契約締結
令和8年2月中旬	事業契約締結
令和11年3月31日	事業契約終了

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、対象施設の展示設計、展示製作等についての事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものである。

従って、事業者の募集及び選定にあたっては、事業者が本募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日程	内容
令和7年7月4日	募集要項等の公表
令和7年7月15日	募集要項等に関する説明会
令和7年7月10日～7月30日	募集要項等に関する質問受付（第1回）
令和7年8月13日まで（予定）	募集要項等に関する質問に対する回答公表（第1回）
令和7年9月5日～11日	参加資格確認申請の提出
令和7年9月22日まで（予定）	参加資格審査結果の通知
令和7年8月25日～9月5日	募集要項等に関する質問受付（第2回）
令和7年9月19日まで（予定）	募集要項等に関する質問に対する回答公表（第2回）
令和7年10月24日～30日	提案書の受付
令和7年12月中旬	優先交渉権者の選定及び結果公表
令和8年1月中旬	仮事業契約締結
令和8年2月中旬	事業契約締結

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 参加資格要件①（非該当要件）

応募者は、次のアからクまでのいずれにも該当しない者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く）。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者。

カ 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成 13 年倉敷市告示第 276 号）に基づく指名除外を受けている者。

キ 課税されているすべての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を完納していない者。

ク 本事業の「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において関連がある者。

(2) 参加資格要件②（該当要件）

応募者は、以下に掲げる要件を備えていなければならない。

ア 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第 208 号。以下「要綱」という。）に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における令和 6 年度の入札参加資格を有すること。

イ 平成 22 年 4 月以降に、国や地方公共団体又は他の公共団体が発注した、自然系の展示を有する博物館（自然系博物館又は自然系を含む総合博物館で、常設展示部門の面積が 700 m²以上の施設に限る。）の新設、改築、または改修における展示部門に係る展示設計業務を元請として受託し完了した、あるいは展示製作業務を元請として受託し完了した又はコンソーシアムの一員として完了した実績を有している法人であること。

(3) 配置技術者に係る参加資格

応募者は、以下に掲げる技術者を配置しなければならない。

ア 管理責任者 1 名、管理技術者 1 名、担当技術者 1 名以上を配置し、そのうち建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者 1 名以上、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 5 条第 1 項に規定する学芸員の資格を有する者 1 名以上を配置すること。

イ 平成 22 年 4 月以降に、国、地方公共団体又は他の公共団体が設置した自然系の展示を有する博物館（自然系博物館又は自然系を含む総合博物館で、常設展示部

門の面積が700㎡以上の施設に限る。)の新設、改築、または改修における展示部門に係る展示設計業務又は展示製作業務を担当した実績がある技術者を1名以上配置すること。

ウ 配置技術者は、業務完了までその変更を認めない。ただし、病気、死亡等の特別な理由がある場合を除く。

(4) 参加資格確認申請の提出日以降の取り扱い

本募集要項に定める参加資格（以下「参加資格」という。）を有すると認められた事業者が、参加資格確認申請の提出日以降に参加資格要件を喪失した場合の対応は、次のとおりとする。

ア 参加資格確認申請の提出日から優先交渉権者の決定日までの間に、事業者が参加資格を喪失した場合には、失格とする。

イ 優先交渉権者決定日から事業契約の締結日までの間に、事業者が参加資格を喪失した場合には、後記第4の3に従うものとする。

4 応募手続等

(1) 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を実施する。

当該説明会への参加を希望する事業者は、「募集要項等に関する説明会エントリーシート（様式1-1）」に必要事項を記入し、件名を【募集要項等に関する説明会参加申込】として、申込先へ電子メールでファイル添付にて提出のこと。電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする。）。

ア 募集要項等に関する説明会開催日時

令和7年7月15日（火）午後1時30分から

イ 会場

倉敷市立自然史博物館 地下1階講義室（倉敷市中央2丁目6-1）

ウ エントリーシート受付期限

令和7年7月10日（木）午後5時

エ エントリーシート提出先

第7の2「本事業に関する担当部署」に記載

(2) 募集要項等に関する質問（第1回、第2回）

募集要項等に記載の内容に関して、質問・意見の受付及び回答の公表を次の要領で行う。質問受付は期間を分けて2度実施する。

ア 受付期間

第1回質問受付：令和7年7月10日（木）から7月30日（水）まで

第2回質問受付：令和7年8月25日（月）から9月5日（金）まで

イ 受付方法

質問、意見の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書及び意見書」（様式1-2）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする。）。第1回、第2回とも同じ様式を用いること。

ウ 提出先

第7の2「本事業に関する担当部署」に記載

エ 回答の公表

募集要項等に関する質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、次に記載する各期限を目途に、随時、本市ホームページで公表する。なお、本市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

第1回質問回答期限：令和7年8月13日（水）まで（予定）

第2回質問回答期限：令和7年9月19日（金）まで（予定）

(3) 参加資格確認申請の提出

本事業への参加を希望する者は、下表の参加資格確認申請書を提出すること。

ア 受付期間

令和7年9月5日（金）～令和7年9月11日（木）の午前8時30分から午後5時まで（ただし土日を除く）とする。

イ 提出先

第7の2「本事業に関する担当部署」に記載

ウ 提出書類

各書類は様式集に記載の作成要領に従い作成すること。

様式	名称
2-1	参加表明書
2-2	参加資格確認申請書
2-3	参加資格確認申請書添付書類チェックリスト
2-4	同種業務実績調書
2-5	配置予定技術者の参加資格要件調書
2-6	指名停止等措置状況調書

エ 提出部数及び提出方法

提出書類は、番号順にA4判縦長・左綴じファイルに綴じ、正1部を持参又は郵送により提出すること。また、副本として正本の写しの電子データを提出すること。

持参による提出の場合は、前日までに上記提出先へ連絡の上、提出時間等を調整すること。郵送による提出を行う場合は配達記録が残る郵送方法とするとともに、書類到着日時に、提出先に電話での到着確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする。）。

(4) 参加資格審査結果の通知

ア 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果は、下記日程にそれぞれの応募者へ通知する。

令和7年9月22日（月）（予定）

イ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、本事業に関する担当部署に対して、令和7年9月29日（月）までに、その理由について書面（任意様式）により本市に説明を求めることができる。本市は説明を求められたときは、令和7年10月6日（月）までに書面により理由を回答する。

(5) 応募の辞退

参加資格が確認された応募者が応募を辞退する場合は、提案書の提出期限までに参加辞退届（様式2-7）を提出すること。

なお、参加を辞退した場合に、今後の本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(6) 企画提案書類の提出

参加資格が確認された応募者は、次の要領で企画提案書類を提出すること。

ア 受付期間

令和7年10月24日（金）～10月30日（木）の午前8時30分から午後5時まで（ただし土日を除く）とする。

イ 提出先

第7の2「本事業に関する担当部署」に記載

ウ 企画提案書類

各書類は様式集に記載の作成要領に従い作成すること。

番号	様式	サイズ	枚数
3-1	企画提案書提出届	A4	1
3-2	要求水準に関する誓約書	A4	1
3-3	提出書類チェックリスト	A4	1
3-4	企画提案書（表紙）	A4	1
3-5	事業実施体制の提案	A3	1
3-6	提案内容の総括（基本計画・展示計画の理解等）	A3	1
3-7	計画提案：①工程・全体計画	A3	1
3-8	計画提案：②新自然史博物館（新棟）の展示計画 ③ライフパーク倉敷（既存棟）の展示計画 ④屋外空間等の展示計画	A3	4
4-1	価格提案書	A4	1
4-2	価格提案内訳書	A4	任意

エ 提出部数及び提出方法

提出部数は、様式3-1～3-3、4-1、4-2については正1部とし、その他の書類は、正1部、副7部とすること。また、企画提案書類一式の電子データを納めたCD-R又はDVD-Rを1枚、あわせて提出すること。なお、様式4-1、4-2については角2サイズの封筒に封入し応募者が割印のうえ提出すること。その他、提出にあたっては様式集に記載の留意事項を確認すること。

提出方法は、持参又は郵送とすること。持参による提出の場合は、前日までに上記提出先へ連絡の上、提出時間等を調整すること。郵送による提出を行う場合は配達記録が残る郵送方法とするとともに、書類到着日時に、提出先に電話での到着確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする。）。

(7) 提出書類の取り扱い

ア 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表のため及びその他本市が必要と認める場合、応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

ウ 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

エ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

カ 使用言語、単位及び時刻

本事業への応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 応募保証金

応募保証金は免除とする。

(9) 応募にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

本事業への応募者は、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 応募に伴う費用分担

応募に関し必要な費用については、すべて応募者の負担とする。

ウ 応募の棄権

参加資格が確認された応募者が、提案書の提出期限までに提案書を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

エ 公正な事業者選定の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に事業者選定を実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者を参加させず、又は事業者選定を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、事業契約の解除等の措置をとることがある。

オ 事業者選定の中止・延期

事業者選定を公正に実施することができないと認められる場合、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、事業者選定を延期、又は取り止めることがある。

5 優先交渉権者選定方法

(1) 選定の体制

本市は、本事業において事業者選定を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われることを目的として、新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業事業者選定委員会規則に基づいて選定委員会を設置する。

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業事業者選定委員会委員名簿

氏名（敬称略）	所属
石垣 忍	岡山理科大学恐竜学博物館 名誉館長
西川 博美	岡山県立大学デザイン学部建築学科 教授
山野 ひとみ	倉敷芸術科学大学環境生命科学科 准教授
森 茂治	倉敷市教育委員会 教育次長
遠藤 久男	倉敷市建設局 建築部長

※ 応募者又は応募者の関係者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、審査対象から除外する。

(2) 選定の方法

ア 審査の基準

選定委員会において、優先交渉権者選定基準に基づき、提案内容を総合的に審査する。審査の内容についての詳細は、優先交渉権者選定基準による。

なお、応募者が1者のみの場合でも、優先交渉権者選定は有効に成立するものとする。

イ 提案内容に関するヒアリングの実施

応募者に対し、令和7年11月又は12月に提案内容に関するヒアリングを実施する。

ヒアリングでは、応募者が提案内容に関するプレゼンテーションを行い、選定委員による質疑等を行うことを想定している。実施日時及び開催場所等の詳細については、応募者に対して後日連絡を行う。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

ア 優先交渉権者の決定

本市は、(2)による審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

イ 結果の公表

事業者選定結果は、令和7年12月中旬頃にすべての応募者へ文書で通知する。また、あわせて審査結果は本市ホームページにて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

第4 契約に関する事項

1 契約内容についての協議

本市と選定事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

選定事業者は、事業契約の締結のための協議において、本事業の公募における本市及び選定委員会の要望事項及び指摘事項を尊重しなければならない。

2 仮事業契約及び事業契約の締結

本市は、選定事業者と令和8年1月20日までに仮事業契約を締結する。なお、仮事業契約は倉敷市議会における契約の議決を経て本契約となる。倉敷市議会への上程は令和8年2月議会を予定している。

3 事業契約を締結しない事由

(1) 本市は、事業契約の締結までの間に、選定事業者が参加資格を喪失した場合、事業契約を締結しないものとする。

(2) 本市は、事業契約の締結までの間に、選定事業者が、次のいずれかの事由に該当した場合、事業契約の締結をしないことができるものとする。

ア 役員等（当該企業の役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 当該企業が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、本市が当該企業に対して当該契約の解除を求め、当該企業がこれに従わなかったとき。

(3) 本市は、事業契約の締結までの間に、選定事業者が本事業に関し、次のいずれかの事由に該当した場合、事業契約の締結をしないことができるものとする。

ア 公正取引委員会が、当該企業に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同第8条の2第2項及び同第20条第2項において準用する場合を含む。）、同第8条の2第1項若しくは第3項、同第17条の2又は同第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、当該企業に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

ウ 当該企業（当該企業の代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同第198条の規定による刑が確定したとき。

エ その他当該企業がアからウの規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

4 違約金等

(1) 選定事業者は、事業契約の締結までの間に、本事業に関し、前記3(3)のいずれかの事由に該当するに至った場合、事業契約の締結がされたか否かにかかわらず、本市に対し、違約金として、事業提案書等に基づき事業契約の契約金額となるべき金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額の合計の10分の2に相当する金額を本市が指定する期限までに支払わなければならない。なお、本市に生じた実際の損害額が当該違

約金の金額を超える場合において、本市が選定事業者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げない。

- (2) 選定事業者は、選定事業者の責めに帰すべき事由により令和8年1月20日までに仮事業契約の締結に至らなかった場合（3（1）から（3）に定める事由等により事業契約の締結に至らなかった場合を含むが、これに限られない。）、本市に対し、違約金として、事業提案書等に基づき事業契約の契約金額となるべき金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額の合計の10分の1に相当する金額を市が指定する期限までに支払うとともに、既に本市及び選定事業者が本事業の準備に関して支出した費用のすべてを負担するものとする。なお、本市に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、本市が選定事業者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げない。
- (3) 本市は、本市の責めに帰すべき事由により、仮事業契約の締結に至らなかった場合、既に選定事業者が本事業の準備に関して支出した費用のうち合理的と認められる範囲のものを負担する。なお、仮事業契約について倉敷市議会の議決を得られなかった場合は、本市の責めに帰すべき事由に該当しないものとする。
- (4) （1）から（3）に定める場合を除き、事業契約の締結に至らなかった場合、既に本市及び選定事業者が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとし、相互に債権債務関係は生じないこととする。

5 秘密保持

- (1) 選定事業者は、本事業に関連して本市から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理するものとする。この場合において、選定事業者は、本事業以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本市の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- (2) 次に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - ア 開示の時に公知である情報
 - イ 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - ウ 開示の後に本市又は選定事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
 - エ 選定事業者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

オ 本市が本項に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

(3) (2)にかかわらず、選定事業者は、次に掲げる場合には、本市の承諾を要することなく、本市に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、本市に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。

ア 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

イ 法令（倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）を含むが、これに限られない。以下次項において同じ。）に従い開示が要求される場合

ウ 権限ある官公署の命令に従う場合

6 契約保証金等

選定事業者は、本市に対し事業契約の定めに従い、契約の保証を付すものとする。

7 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する措置に従う。

また、本事業に関する紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業は、事業者による創意工夫等による対象施設の効率的な整備を目指すものであり、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、本市及び事業者が適正に責任を分担する。

責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めることとする。

(2) 保険の付保

事業者は、本市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。

2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約に従い、信義に従って誠実に責任を履行するものとする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の業務の履行状況が本市の要求水準を下回る場合、又はその他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはその懸念が生じた場合は、本市は、事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるものとする。

事業者が一定期間内に是正することが出来なかった場合は、本市は事業契約を解除することができるものとする。

事業者の破産等により事業契約に基づく事業の継続が困難な場合は、事業契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約で規定する。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市の責めに帰する事由により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約で規定する。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他本市又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合は、本市と事業者は本事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置は、事業契約で規定する。

その他、事業契約に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、倉敷市教育委員会生涯学習部生涯学習施設再編整備室のホームページ等を通じて適宜行う。

2 本事業に関する担当部署

本事業の担当部署は、次のとおりである。

倉敷市教育委員会 生涯学習施設再編整備室（担当：三谷、中西）
〒710-8565
岡山県倉敷市西中新田 640 番地
電話：086-426-3865
（執務場所及び連絡先は生涯学習施設再編整備室へ）
電子メール：edulife-saihen@city.kurashiki.okayama.jp